

比企広域市町村圏組合公募型プロポーザル公告

比企広域市町村圏組合東松山斎場施設整備事業建築設計業務について、公募型プロポーザルを行うので次のとおり告示する。

平成28年8月1日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1. 業務概要

- (1) 業務名 比企広域市町村圏組合東松山斎場施設整備事業建築設計業務
- (2) 業務内容 基本設計業務、実施設計業務、解体工事設計業務ほか
※火葬炉設備を除く
- (3) 履行期限 平成30年2月15日

2. 選考方式

本業務の選考においては、公募型プロポーザル方式により以下のとおり行うものとする。

- (1) 新斎場建築設計者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による第一次審査及び第二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者(次点者)を選定する。
- (2) 組合は最優秀者を随意契約の優先交渉者として、契約について交渉を行う。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 組合又は組合構成市町村(東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村。以下「構成市町村」という。)のいずれかによる競争入札参加者の資格に関する規定等に基づく平成27・28年度入札参加資格者名簿における建築関連コンサルタントに登載されていること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 本プロポーザル実施の公告の日から比企広域市町村圏組合東松山斎場施設整備事業に伴う建築設計プロポーザル実施要綱第8条第3項の管理者への報告のあった日までの間、組合、構成市町村又は埼玉県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申

立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者は、この限りでない。

(6) 構成市町村の暴力団排除条例等に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(7) 本プロポーザルに参加する他の者との間に、次に示す関係がないこと。

① 資本関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。)又は子会社の一方が更生会社(会社更生法第2条第7号に規定する更生会社。以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)は会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4. 参加条件

(1) 第一次審査参加条件

① 参加表明書を提出する者は、単体企業であること。

② 参加表明書を提出する者は、(ア)当該企業、(イ)担当チームの総括責任者(管理技術者)、(ウ)担当チームの意匠担当主任技術者のいずれかにおいて、過去20年間(平成8年4月1日から平成28年3月31日まで)に建築工事が完了済みの延べ面積1,500㎡以上の火葬場設計業務(以下「同種業務」という。)又は、延床面積3,000㎡以上の公共施設設計業務(以下「同種業務以外の業務」という。)の設計実績があること。ただし、総括責任者(管理技術者)又は意匠担当主任技術者においては、当該設計業務時に意匠担当主任技術者以上であったものに限る。

※設計業務とは、基本設計及び実施設計業務とする。

※総括責任者(管理技術者)とは、業務の管理及び統括等を行う者をいう。

※意匠担当主任技術者とは、総括責任者(管理技術者)の下で意匠担当業務における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

(2) 第二次審査参加条件

技術提案書の提出要請の通知を受けた者で、第二次審査の書類を提出した者であること。

5. 担当チームの業務実施上の条件

(1) 担当チームの設計体制は、次の技術者を配置するものとする。

なお、①及び②以外の技術者においては、協力事務所（本業務の実施にあたり、業務の一部を実施する他の事務所）を加えることができる。

- ① 総括責任者(管理技術者)
- ② 意匠担当主任技術者
- ③ 構造担当主任技術者
- ④ 積算担当主任技術者
- ⑤ 電気担当主任技術者
- ⑥ 機械担当主任技術者
- ⑦ 担当技術者

(2) 総括責任者(管理技術者)及び意匠担当主任技術者は、一級建築士であり、参加表明提出時点で提出者の事務所（組織）と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(3) 総括責任者(管理技術者)及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とする。

(4) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

6. 選考基準

(1) プロポーザル提出者の選定基準

評価項目	評価事項
1 事務所の実力	業務実績、技術者数、有資格者数 受賞実績等
2 担当チームの能力 (技術職員の経験と能力)	総括責任者及び担当主任技術者等の資格・ 経験、業務実績、受賞実績等

(2) プロポーザルの特定基準

評価項目	評価事項
1. 担当チームの対応 (業務の実績・資格、実施方針、 技術提案等)	・適格性、技術力、取組み意欲、 実施方針の妥当性等 ・技術提案の的確性・独創性・実現性等
2. 見積価格	・設計業務費

7. 手続き等

(1) 事務局

〒355-0073 埼玉県東松山市上野本1300-1

比企広域市町村圏組合 総務課

電話:0493-23-9331 FAX:0493-23-9332

E-mail soumu2@hiki-saitama.jp

(2) 関係書類等の配布

プロポーザルの参加に必要な書類等は、組合ホームページからダウンロードすることを原則とする。(http://www.hiki-saitama.jp)

8. スケジュール

(1) 公告

平成28年 8月 1日(月)

(2) 参加表明書質問締切

平成28年 8月 8日(月)

(3) 参加表明書質問回答

平成28年 8月12日(金)

(4) 参加表明書提出締切

平成28年 8月19日(金)

(5) 第一次審査

平成28年 8月26日(金)

(6) 技術提案書提出要請

平成28年 8月31日(水)

(7) 技術提案書質問締切

平成28年 9月 8日(木)

(8) 技術提案書質問回答

平成28年 9月23日(金)

(9) 技術提案書提出締切

平成28年10月14日(金)

(10) プレゼンテーション及びヒアリング・第二次審査

平成28年11月18日(金) (予定)

(11) 最優秀者・優秀者公表

平成28年11月下旬 (予定)

9. 審査

選定委員会による審査は、非公開とする。

10. その他

詳細は、比企広域市町村圏組合東松山斎場施設整備事業建築設計プロポーザル説明書による。